

判例紹介

—道路管理への住民参加と トラブルについて—

国土交通省 北海道開発局建設部 建設行政課企画係長

伊藤 政美

読者から以下のような質問がありました。皆さんも一緒に考えて見て下さい。

読者からの質問

地域の民間ボランティアの支援を得て、道路の美化清掃活動を行いたいと思っているのですが、ボランティアの参加者が原因者となる事故が発生した場合、ボランティアの参加者や、道路管理者は、どのような責任を負うのでしょうか。

(先生が、妙な動きをしている。)

助 手： 夏の盆踊りの練習ですか？

先 生： 違います・ハリウッドヨガです。今、ハリウッドのおしゃれセレブの間で大ブームなのです。はい！飛行機のポーズ～！

助 手： ドジョウすくいにしか見えませんが…。

先 生： 失礼な!! 立木のポーズ～!!。

助 手： 早く、本題に入って下さいよ (怒)。

先 生： すみません (>.<)。

助 手： 先生、今回は、道路管理への住民参加とトラブルについて伺いたいのです。近年、ボランティア・サポート・プログラム、アダプト・プログラム、花いっぱい運動等住民参加型施策が増えてきたことですし。

先 生： 名前こそ、違うけど、違いあるかい？

助 手： ……。

のっけから毒吐かないで下さいよ。

先 生： (へ。へ) では、ボランティア・サポート・プログラムを例に検討してみよう。ボランティア・サポート・プログラムでは、道路管理者・協力者(市町村)・実施団体(ボランティア)の3者が協力して、道づくりを進めるべく、地域住民が道路の美化清掃活動等を行っている例があるね。

助 手： 協定書を作成するとともに、ボランティアがケガをしたり、第3者にケガをさせた場

合に備えて保険にも加入しているようです。

先 生： そうすると、心配することはないかな？

助 手： 協定締結や保険加入があっても、紛争の生じる余地はあります。

先 生： ほっほう、どのような場合ですか？

助 手： 例えば、ボランティア活動の当事者ではない第3者を死傷させてしまった場合です。

先 生： そういう場合に備えて、保険に加入しているのでは？

助 手： はい。でも、第3者が賠償額や賠償される範囲に納得しない場合、加害者本人、道路管理者等に賠償を求める可能性があります(709条、715条、民法第415条、国家賠償法第1条等)。

先 生： 協定書に「活動中の事故及び第3者との紛争については、実施団体の責任とする。」と明記すれば、道路管理者は第3者から責任を追及されないとはいえませんか？

助 手： 協定書で管理者の免責を定めても、協定は、協定を締結した当事者を拘束するものであって、協定と無関係の第3者を拘束することはできません。

先 生： そうだね。第3者は、自らの関知しない協定書を根拠に、管理者の免責が認められる筋合はないと考えるだろうね。また、第3者から見れば、実施団体は、管理者の了承

を得て、適宜、指導監督を受けながら道路管理の一部を行っているのであって、当然、管理者に責任があると考えらるうね。

助手： そう言われると、サインボードを設置するとき、実施団体のほか管理者も明示します。管理者に管理責任があることの裏返しとも言えますね。

先生： 次に、協定当事者であるボランティア参加者と道路管理者の内部の関係は、協定の拘束と保険があるから心配ないですか？

助手： 必ずしも、「心配ない」とまでは言えません。なぜなら、協定で「ボランティアの事故等の責任は、実施団体が負う」と定めても、管理者には、実施団体等を適切に指導監督する責任があるからです。

先生： でも、参加者は、「実施団体が責任を負う」という内容の協定に同意して、ボランティアに参加しているのだから、仮に参加者が、ケガをしても、させても、実施団体内部の「自己責任」なのでは？だから保険に加入していると言えませんか？

助手： そうですね、当事者間には協定の拘束力が働きますから、基本的には、当事者間で合意した協定のルールに従うことになります。参加者は、自己の責任のもと、路上での作業の際は、十分、安全に注意して作業する必要があります。しかし、協定を結んだとしても、道路管理者の公物に対する管理責任が消失するわけではないのです。参加者は、あくまで、道路管理者の了承を得て、道路管理者の指導監督の下、ボランティア活動に従事しているものであり、河川の自由使用原則に伴う「自己責任」や、海外ボランティアに対する自己責任論とは異なるのです。自己責任と切り捨てることはできません。

先生： 刑事責任についても検討しよう。道路では、土砂崩れ、落石等で死傷事故が発生した場合、業務上過失致死傷罪（刑法第211条）がしばしば問題となるね。

助手： ボランティア活動中に、参加者の行為が原因で死傷事故が発生した場合、事故態様によっては、参加者本人、参加者を指導監督する立場の実施団体の責任者そして道路管理者が責任を問われる可能性があります。刑事責任は、協定による免責や保険による

現実給付を受けたからと直ちに免責されるものではありません。

先生： ボランティア活動に参加するのにリスクを負うことがあるなんておかしいと思う人もいるのでは（町内の子ども会活動で発生した事故に関して、津地裁昭和58年4月21日判決）。

助手： ボランティアであっても、自己及び他者の安全に配慮しながら活動する必要があります。そのために、協定で一定のルールを定め、万一の場合に備えて、保険に加入しているのです。いたずらに不安に思うことはないですが、協定や保険を万能と過信してはいけません。

先生： なるほどね。住民参加型の道路管理施策は、生活に身近な「道」に関心をもってもらい、「道」を通して自らの住む地域にも関心をもってもらう、すばらしい施策だから、道路管理者には、ボランティアが、安心して参加でき、道路の利用者からも喜ばれるような活動の下支えが求められるね。

助手： それでは、先生、一息つきましよう。

先生： ハーブティーを飲みましよう。最近マイブームなのです。おいしいですよ。

おすび

最近、ふと「百人一首に、夏の歌あったけ？」と思い調べてみました。桜を詠んだ歌や、秋冬の歌くらいしか思い浮かばなかったからです。その際、1つの歌に目が留まりました。阿倍仲麻呂（698—770）の歌です。遣唐使として唐に渡った仲麻呂は、「天の原ふりさけみれば春日なる三笠の山に出でし月かも」という歌を詠んだことで知られています。仲麻呂は、遣唐留学生に選ばれ、唐都長安で活躍した後、帰国を試みるも、海難に阻まれ、故郷に戻ることなく長安の地に没しました。仲麻呂は、長安の夜空に光る月に故郷を思い、懐かしの山にどのような想いを投影させたのでしょうか？私も、残り少ない故郷の月を見ながら、ふと思うことがあったりします。次回から執筆者が交代します。読者から励ましを頂いたこともありました。執筆のしがいがありました。読者の皆様に厚くお礼申し上げます。

（筆者は、平成16年7月から国土交通省国土計画局総合計画課主査に就任されています。）